

例 言

この統計年報は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「港湾調査規則」（昭和26年運輸省令第13号）により、川崎港と内外諸港との間に入出りした船舶及び貨物を関係者の協力を得て、調査・集計した結果を収録したものです。さらに、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第1項第7号における調査結果についても収録しています。

- 1 調査区域は港湾区域内とし、この区域に入出りした船舶及び貨物を調査しました。
- 2 船舶データは、荷役の有無にかかわらず総トン数5トン以上の入港船舶（非自航はしけを除く）を集計しています。
- 3 貨物データは、船舶及び非自航はしけにより運搬された海上出入貨物をすべて集計しています。
- 4 品種分類は、港湾統計に用いる分類表によります。
- 5 貨物数量は、原則としてフレート・トンによります。すなわち、容量は1.133立方メートル（40立方フィート）、重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容量又は重量のいずれか大きい方をもって計算することを原則としています。ただし、この原則によらない貨物は慣習によります。
- 6 外貿貨物とは、川崎港と外国の港との間で直接出入りのあった貨物をいいます。
- 7 内貿貨物とは、川崎港と国内の港との間で直接出入りのあった貨物をいいます。
- 8 仕向港はその貨物の最初の船卸港、仕出港はその貨物の最終の船積港としています。
- 9 船舶乗降人員には、みなと祭りミニクルーズの乗降人員を含みます。
- 10 統計計上の時期は、船舶の入港月で集計しています。
- 11 数字の単位未満は四捨五入しているため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合があります。
- 12 統計表上の符号の用法は次のとおりです。
 - 「—」皆無または該当数値なし
 - 「*」内数または比較数値なし
 - 「*****」10倍以上の比較数値

問合せ先

川崎市港湾局港湾振興部誘致振興課

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-3064・3069 F A X：044-200-3981

E-mail：58yuuti@city.kawasaki.jp

ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-6-1-5-0-0-0-0-0-0.html>